

令和2年度第1回山形県国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時・場所

令和2年11月13日（金） 午後3時00分～午後4時10分
山形県庁1002会議室

2 出席者

協議会委員：青山会長、小南委員、奈良崎委員、井莉委員、中條委員、逸見委員、齋藤委員、吉原委員、後藤委員、丹野委員、須藤委員、西澤委員
(12名中12名出席)

事務局：玉木健康福祉部長、荒木健康づくり推進課長、三浦課長補佐、小野医療保険主査、逸見主査、斉藤主査

3 協議会次第

- 1 開会
- 2 健康福祉部長あいさつ
- 3 諮問書手交
- 4 協議 山形県国民健康保険運営方針の中間見直しについて
- 5 報告 令和元年度山形県国民健康保険特別会計の決算について
- 6 その他
- 7 閉会

4 議事録

発言者	内 容
事務局	<p>1 開会</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻になりましたので、ただいまより、「令和2年度山形県国民健康保険運営協議会」を開催いたします。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、山形県健康福祉部健康づくり推進課課長補佐の三浦と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、会議の公開につきましてお諮りいたします。本日の会議につきましては、「山形県審議会等の公開に関する指針」の規定により、公開としたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 異議なし ～</p>

事務局	<p>ご異議が無いようですので、公開とさせていただきます。</p> <p>次に、今回の会議より、新たに本協議会の委員としてご参加いただく方を御紹介申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者代表 井荊 博子 委員 でございます。 ・ 被用者保険代表 丹野 晴彦 委員 でございます。 ・ 同じく被用者保険代表 西澤 恵子 委員 でございます。 <p>お三方とも、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>2 健康福祉部長あいさつ</p>
事務局	<p>それでは、開会にあたりまして、健康福祉部長の玉木より、一言ご挨拶申し上げます。</p>
部長	<p>いつも大変お世話になっております。山形県健康福祉部長の玉木でございます。本日は、御多忙のなか御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この山形県国民健康保険運営協議会は、国保制度改革に先立ち、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について御審議いただくことを目的として設置したものでございます。委員の皆様方には、これまでの協議会において、貴重な御意見や御助言を頂戴してきたところであり、改めて感謝申し上げますとともに、今後とも引き続き、本県の国保事業の運営にお力添えを賜りますようお願いいたします。</p> <p>また、冒頭事務局から御紹介しましたとおり、前任者の御異動等に伴いまして、新たにお三方から、本協議会の委員に御就任いただいたところでございます。井荊様、丹野様、西澤様 お三方とも、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>さて、早いもので、今年度は新国保制度が始まって3年目となっております。新制度では、「国保の都道府県単位化」が目玉でございましたが、国におきましては、今後その趣旨の深化を一層図るべく、財政運営の更なる健全化や、都道府県内での保険料水準の統一、そして生活習慣病の重症化予防をはじめとする医療費の適正化を推し進めることとしております。</p> <p>そして、その一環として、この5月に国保制度運営に係る各種ガイドラインについて所要の見直しが行われたほか、国保加入者の予防・健康づくりに資するための交付金が大幅に拡充されたところでございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>本日は、平成 29 年度に本協議会において協議のうえ策定した「山形県国民健康保険運営方針」が、今年度「中間見直し」の年に当たっていることから、その内容について御議論いただくため、会議を開催させていただき運びとなりました。「中間見直し案」の内容については、このあと事務局からご説明いたしますが、ただ今申し上げた国のガイドラインの改定内容等も反映したものととなっております。</p> <p>今年度は、「中間見直し案」の内容について十分に御議論いただくため、本日も含めまして2回の協議会開催を予定しております。本日、第1回の会議で委員の皆様から頂戴する御意見をもとに、事務局にて更に検討を進めまして、次回、2月に予定しております第2回の協議会において、修正点を御確認いただき、答申をいただく予定で進めてまいりたいと考えております。</p> <p>それでは、本日は限られた時間の中ではございますが、御審議のほど、何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>(会議成立の報告)</p> <p>続きまして、本日の会議の成立について報告いたします。</p> <p>「山形県国民健康保険運営協議会条例」第3条第3項において、本協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないとされております。</p> <p>本日は、委員 12 名中 12 名の委員から御出席いただいておりますので、本日の会議は成立することを報告させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>3 諮問書手交</p> <p>続きまして、次第の3「諮問書手交」に移ります。</p> <p>県健康福祉部長の玉木から本協議会の青山会長へ、山形県国民健康保険運営方針の見直しに係る諮問書を手交させていただきます。恐れ入りますが、青山会長は御席の前へお進みくださるようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 玉木部長が会長席の前まで進み、青山会長へ諮問書を手交 <p>ここで、県健康福祉部長 玉木 におきましては、この後他の公務の予定が入っておりますので、恐れ入りますが退席させていただきます。</p>

	<p>4 協議</p>
事務局	<p>続きまして、次第の4「協議」に移ります。議長は 運営協議会条例第4条第2項の規定により、青山会長 とさせていただきます。協議を進めて参りたいと思います。</p> <p>それでは青山会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、暫時の間議長を務めさせていただきます。 協議事項「山形県国民健康保険運営方針中間見直しについて」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料1～5に基づき、荒木課長より説明】</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から、ただ今の説明についてご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>市町村ごとの一人あたりの医療費を見ると、小国町が最も高い。一方で特定保健指導の受診率をみると、小国町は低い。逆に医療費が低い新庄市は、特定保健指導の受診率が高い。特定健診受診率を高めることは当然だが、健診はあくまでリスクの有無を判断するだけで、医療費を適正化していくためには、その後の保健指導においてハイリスク者の生活習慣改善、発症予防に取り組むことが重要と考えられる。県、市町村には、この保健指導の重要性を皆に周知いただくよう取り組みをお願いしたい。</p> <p>また、市町村ごとの保健指導受診率には差があるようだが、保険料水準の統一を進めていくにあたり、この差を同水準にしておくことが公平さにつながるのではないかと。</p>
事務局	<p>国保においては、年齢が高くなるにつれて受診率が低くなる傾向があるが、特定健診・保健指導の受診率が低い市町村について、きちんと要因を分析して高めていくよう指導してまいりたい。</p> <p>保険料水準の統一に向けては、受診率をどの程度の水準でそろえていくかなど、公平な制度となるよう、来年度以降作業部会において市町村と議論していくことになる。</p>
委員	<p>健診事業では、1次検査で引っ掛かった人に精密検査の案内がいくが、その時点では受診しない人が多い。置賜地方では、糖尿病予防のため、血糖値が少し高いと、イエローカード、レッドカードというように、強い受診勧奨がなされる。そうしないと、放置したまま何年も経った頃に合併症も併発して、より費用を要する状態になってしまう。人手不足などで市町村ごとの取組みに差はあろうが、せっかくの健診であるから、精密検査を受けることを徹底させるための仕組みを作った方がよいと思う。</p>

委員	<p>市町村では、特定健診に限らず様々健診事業を実施していると思うが、大石田町では、人間ドックが75歳までしか受けられないなど、75歳を境に、それまで充実していた各種健診が受けられなくなる。町に75歳を過ぎても同様に受けられるよう話をしても「現状のままで」ということで、解決しなかった。</p> <p>また、健診後に保健指導を受けるか否かは希望制となっているが、指導をきちんと受けた方がよいというPRが少ないように感じており、もっと後押しが必要ではないか。</p>
委員	<p>国保連合会の保健事業支援の評価委員長をしている。今までは特定健診受診率アップを目標にやってきた。特定健診の受診率を上げないと、当然その後の保健指導の受診率も上がらない。また、保健指導を行っても、その後の病気の予防行動ができるか、ということで、医療費適正化に結び付くには3段階必要だと感じている。</p> <p>保健指導の対象者となる肥満の方はリピーターが多い。保健指導受診率を上げるべく、市町村では本当に頑張って、様々工夫してやっているが、メタボの人の生活習慣を変えて医療費に反映するというのは、コロナの感染予防のようにすぐに効果があがるものではなく、難しいと感じている。</p> <p>75歳以上の後期高齢者健診の受診率は10%強程と低い。医療機関を受診されている方が多いというのが要因と思われる。後期でも、「やせ」や多受診の方への指導はこまめにやっているが、メタボの方は難しいようだ。</p>
会長	<p>保険料水準の統一は、令和5年度までに実現するということがか。</p>
事務局	<p>令和5年度までに方向性を固めて、令和6年度からの新たな方針の中に、具体的に何年度までに範囲をどこまで統一するか、ということ盛り込みたい。</p>
会長	<p>国の指導があるのか。</p>
事務局	<p>はい。ただ、本県においては医療資源の偏在が大きく、医師や医療機関数が多い地域とそうでない地域で、医療費水準に差がある。また、保健事業についても市町村の取組みに差がある。</p> <p>国保は、市町村ごとに税率が異なり、同じ家族構成、所得でも隣の市町村と保険料が違う。国では県単位化になったのだからそこは同じであるべきと考えているようだが、本県のような状況でも一概にそう言えるのか、ということもある。これらを踏まえ、慎重な議論が必要だと考えている。</p>
会長	<p>財政が県単位になったのだから統一するという方向性はいい</p>

	<p>ように思う。7割の市町村が賛成しているのも心強い。</p>
委員	<p>各市町村の健康寿命は調査されているか。</p>
事務局	<p>平成28年に推計したものがあある。</p>
委員	<p>長く健康を保ち、医療費がかからないのが理想だと思う。健診や指導を受けた結果として、健康寿命が伸びたという指標が示されると、健診や指導を受けてもらうことの説得力が出てくるのではないか。</p> <p>薬剤師の立場からジェネリック医薬品についての話をすると、被用者保険も含めて山形県は頑張っており、差額通知も浸透している。通知を薬局に持参して相談される方も出てきている。一方で、自身が支払う一部負担金が医療費だと勘違いしており、保険給付分があるということを理解されていない方も多い。真面目な県民性もあるので、医療費が高いことを責められているという誤解を避けつつ、「このくらい頑張ればこのくらい医療費が安くなる」というアプローチが有効ではないか。</p>
会長	<p>ただいま皆様からいただいた御意見については、事務局において改めて検討のうえ、その内容を運営方針案に反映した形で修正し、次回の協議会にお示し願います。</p>
	<p>5 報告</p>
会長	<p>次に、次第の5「報告」に移ります。報告事項「令和元年度山形県国民健康保険特別会計の決算について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料6に基づき、荒木課長より説明】</p>
会長	<p>ただ今の説明に対し、皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
会長	<p>活発な御議論ありがとうございました。</p> <p>これで本日の協議・報告事項を終了いたします。円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございました。では、進行を事務局に返します。</p>
	<p>6 その他</p>
事務局	<p>青山会長、どうもありがとうございました。</p>

	<p>続きまして、次第の6「その他」に進みます。事務局からは特に議題等は御用意をしておりますませんが、委員の皆様から何かございますか。</p>
委員	<p>新型コロナ禍のなか、医療費が減っているが、過度な受診控えにより症状を悪化させているケースがある。加入している保険に関わらず、県民の健康を守るためにも、必要な診察はきちんと受ける、または医師に相談するよう県から啓発をお願いしたい。</p>
事務局	<p>春に県歯科医師会から「過度の受診控えが起きている」とのお話を頂戴し、自己判断で受診を控えないように、という旨のポスターを作って普及啓発を行った。御意見があったことは担当課へ申し伝える。</p>
委員	<p>このコロナ禍において、20代の若手で心の調子を崩している人が出てきている。普段通り仕事ができている問題ないのだろうが、仕事を休まざるを得ないことで社会貢献もできず、鬱や対人恐怖症になっているようだ。専門外の間が話を聞くよりも、県の方からケアしていただく方が回復につながると思うので、是非お願いしたい。</p>
事務局	<p>御意見は県の精神保健担当課へ申し伝える。</p>
委員	<p>コロナ禍における学生支援を行っているが、身近な人から、例えば受診を勧めるなどの声掛けも大切だと感じる。</p>
事務局	<p>いきなり精神科を受診することに抵抗があるのであれば、各保健所でも相談を受け付けている。</p>
委員	<p>本人、家族以外の第三者が相談に行ってもいいものか。</p>
事務局	<p>第三者でも大丈夫なので、是非相談してほしい。</p>
委員	<p>保険者から加入者に対する案内も出ているだろうから、そちらも見ていただくとよいのではないか。</p>
委員	<p>民生委員の立場での話となるが、コロナ禍で様々な制約が出来ており、最も影響を被ったのが高齢者と子供だった。特に子供には、十分な説明もなく休校になるなど容赦がなかったように感じた。</p> <p>民生委員として「見守り」もしているが、対面の相談はできなくなるなど我々も活動が制限されている。このような中でも、地域の方の健康寿命を延ばすことをはじめ、自分の立場でできることを頑張りたい。</p>

事務局	<p>7 閉会</p> <p>以上を持ちまして、本日の協議会を終了いたします。</p> <p>次回の協議会については、先ほど課長の荒木からの説明にもありましたとおり、来年2月の開催を予定しております。後日改めて担当者より日程の調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>また、机上に配布しております「運営協議会委員のための国民健康保険必携」については、このたび2020年版に改訂されたものでございまして、是非お持ち帰りいただき、今後の参考としていただくようお願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------